

**契約の解除に関する事項（特定商取引に関する法律第5条、同法施行規則第6条）**

この契約は、特定商取引に関する法律に基づき解除（クーリング・オフ）をすることができます。クーリング・オフをすることのできる期間、クーリング・オフの方法、効果などは次のとおりです。

1. この契約書を受領した日（その日の前に申込書を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過するまでは、委任者は、書面によりこの契約の解除を行うことができます。
2. 契約書に記載した事項にかかわらず、次の各号に定める事情があり、これらによって契約の解除を行わなかった場合には、改めて受任者が交付する契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を委任者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、委任者は書面によりこの契約の解除を行うことができます。
  - ① 受任者が、委任者の契約の解除を妨げるため、提供する調査の種類、内容、対価、対価の支払いの時期及び方法、調査期間、契約の解除に関する事項、委任者がこの契約の締結を必要とするに至った事情その他契約に関する事項であって委任者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をしたとき
  - ② 受任者が、委任者に契約の解除を妨げるため、人を威迫したことにより困惑したとき
3. 上記1，2の契約の解除は、委任者が契約の解除にかかる書面を発したときに、その効力を生じます。
4. 上記1，2の契約の解除があった場合においては、受任者は、委任者に対し、契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
5. 上記1，2の契約の解除があった場合には、すでに調査が開始され又は終了したときであっても、受任者は委任者に対し、調査費用その他の金銭の支払いを請求することはできません。
6. 上記1，2の契約の解除があった場合において、受任者が契約に関連して金銭を受領しているときは、受任者は、委任者に対し、速やかにその全額を返還します。

名前：

⑩

住所：